

会 見 年 月 日	令和6年 5月 22日 (水曜日)		
担 当 課	学校教育課	(担当者名：大谷)	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6860	(内線：2332)	FAX：0791-43-6895

近畿大学工学部との教育連携について

1. 趣 旨

近畿大学工学部と赤穂市教育委員会が理科教育において教育連携覚書の調印式を行います。

2. 内 容

赤穂市教育委員会学校教育課としては、従前の「特色ある学校づくり推進事業」における取組として、理科教育の充実を教育の重要課題として捉え、その拠点校を有年中学校としています。それは、小規模校ならではのスケールメリットを生かした特色ある取組が可能であるからです。

今後は、大学教員及び学生の派遣により、中学校教員向けの研修会や中学生向けに「おもしろ理科実験教室」を開催し、赤穂市理科教育の充実を図っていきたいと考えています。

近畿大学工学部と赤穂市教育委員会との教育連携に関する覚書

(目的)

第1条 近畿大学工学部（以下「甲」という。）と赤穂市教育委員会（以下「乙」という。）とは、教育に関して相互に連携を図り、甲乙学校間の人的・知的交流を通じて、多様な学びの場を提供するとともに、理科教育をはじめSTEAM教育の推進に当たり諸課題等に適切に対応し、赤穂市の教育並びに大学における教育の充実及び発展に資する。

(内容)

第2条 甲と乙とが連携して、次に掲げる内容を行うこととする。

- (1) 乙は、教員養成に関し、甲の学生に教育実習の受入れの機会を提供し、指導及び助言をすること。
- (2) 甲は、中学生等を対象とした多様な学びの場や授業等を提供すること。
- (3) 甲は、理科教員の資質向上のための実技（ICT機器の活用を含む。）の向上研究に関する支援をすること。
- (4) その他、双方が必要と認めること。

(施設設備等の利用)

第3条 甲と乙とが教育連携するに当たっては、相互の学生並びに教職員等の派遣及び受入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を提供するものとする。

(経費負担)

第4条 この覚書により連携協力する際に生ずる経費の負担については、各々の事業ごとに甲と乙との間で協議の上、決定する。

(有効期限)

第5条 この覚書の有効期限は、覚書締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期限満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第6条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定める事項以外の事項については、甲と乙とが双方協議してその解決を図るものとする。

以上、この覚書締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月22日

甲 広島県東広島市高屋うめの辺1番
近畿大学工学部
学部長

乙 兵庫県赤穂市加里屋81番地
赤穂市教育委員会
教育長